

災害復旧工事の現場代理人の常駐に関する特記仕様書
(令和3年発生災害復旧工事令和4年2月1日以降適用)

(適用)

第1条 この特記仕様書は、「令和3年災害に伴う災害復旧工事における契約及び配置技術者、検査に関する特例措置について」(令和3年11月1日付け管財第51号及び令和4年1月31日管財第95号通知。以下、「R3災害対応」という。)に基づき、雲南市が令和4年2月1日以降に入札公告及び指名通知する工事に適用する。

(現場代理人の兼務の申請)

第2条 受注者は、次の要件を全て満たす建設工事で、同一の現場代理人が工事現場の運営・取締りをする上で支障がない場合は、様式1により現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。現場代理人の兼務を希望する場合は、様式1により発注者に申請し、承認を得なければならない。

- (1) 兼務する建設工事の契約金額が共に 3,500 万円未満(建築一式工事にあつては 7,000 万円未満)であること。
- (2) 兼務する建設工事は雲南市が発注又は監督する工事に限るものとし、かつ工事現場間の移動距離が 10 km程度までであること。

ただし、R3 災害対応時に兼務する建設工事は、島根県雲南県土整備事務所管内に所在する農林水産部・土木部等の地方機関並びに雲南市が発注又は監督する工事に限るものとし、かつ工事現場間の移動距離が 10 km程度までであること。

- (3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

2 受注者は、第1項に該当する現場代理人を同一工事の主任技術者に配置させ、さらに別工事の主任技術者に配置することを希望する場合は、当該工事の入札日の前日(前日が休日にあたる場合は、その前日)までに、様式2により発注者に申請し、承認を得なければならない。

(兼務できる工事の数)

第3条 一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、雲南市が発注等するものに限り、2件までとする。

2 前項の他、次の通り兼務できるものとする。(建築一式工事を除く。)

- (1) 一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、雲南市が発注等する建設工事の契約金額が 500 万円未満のものに限り、最大3件までとする。
- (2) 前条第1項第2号のただし書に該当し、兼務する工事のうち少なくとも1件が令和3年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事(改良復旧工事を含む。以下「R3災害復旧工事」という。)である場合は、一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、最大5件までとする。

ただし、島根県が発注する工事との兼務については、R3 災害復旧工事の雲南市発注分を1件以上含む場合に限るものとする。

(3) 前条第1項第2号のただし書に該当し、兼務する工事のうち少なくとも1件がR3災害復旧工事である場合には、前条第1項第1号の規定にかかわらず、建設工事の契約金額が3,500万円以上であっても一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、最大2件までとする。

ただし、島根県が発注する工事との兼務については、R3災害復旧工事の島根県発注分に限るものとする。

(現場代理人の兼務に係る承認)

第4条 発注者は、受注者の申請に基づき、当該申請に係る各工事現場の契約金額、移動距離、施工形態等を総合的に勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定する。

(承認・非承認の通知)

第5条 発注者は現場代理人の兼務について承認する場合には様式3により、また承認しない場合は様式4により、速やかに受注者に通知するものとする。

(工事成績評定点への反映等)

第6条 兼務を承認した工事において、工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合、不良(粗雑)な工事となった場合などは、工事成績評定点への反映を行うとともに、指名停止措置等の対象となる場合がある。

雲南市長 石 飛 厚 志 様

請 負 者 住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者

現場代理人の兼務について (申請)

災害復旧工事の現場代理人の常駐に関する特記仕様書に基づき、下記のとおり現場代理人の兼務について申請します。

記

1. 配置予定の現場代理人氏名

現 場 代 理 人	
-----------	--

2. 兼務予定の工事の状況

発 注 者			
発 注 部 局 名		監 督 職 員	
工 事 番 号		請 負 金 額	
工 事 名			
施 工 箇 所			
工 期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
工 事 概 要			

他別紙 1 のとおり

3. 工事現場を離れる際の連絡体制

別紙のとおり (※連絡体制図等を添付すること。)

本協議の申し出にあたり、以下のことを確約します。

- 1) 工事現場を離れる際は、常時連絡が取れる体制を確保するとともに、工事現場の運営、取締り等に十分に配慮します。
- 2) 工事現場を離れた際に、発注者又は監督員から求められた場合には、速やかに工事現場に向かいます。
- 3) 他の工事との兼務が解消された場合は、速やかに報告します。

別紙1 兼務を希望する工事の状況

(※施工位置と現場間移動距離を示す位置図を添付すること。)

No. 1

発注者			
発注部局名		監督職員	
工事番号		請負金額	
工事名			
施工箇所			
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工事概要			

No. 2

発注者			
発注部局名		監督職員	
工事番号		請負金額	
工事名			
施工箇所			
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工事概要			

No. 3

発注者			
発注部局名		監督職員	
工事番号		請負金額	
工事名			
施工箇所			
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工事概要			

No. 4

発注者			
発注部局名		監督職員	
工事番号		請負金額	
工事名			
施工箇所			
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工事概要			

様式 2 (R3 災害復旧工事に 現場代理人を他工事の主任技術者かつ現場代理人と兼務させたい場合)

令和 年 月 日

雲南市長 石 飛 厚 志 様

請 負 者 住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者

現場代理人の兼務等について（申請）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで入札公告のあった〇〇が発注する「〇〇工事」について、下記 1 のとおり現場代理人を主任技術者として配置したく申請します。

また、落札した際には、下記 2 他の工事と現場代理人を兼務することについて併せて申請します。

記

1. 配置予定の現場代理人氏名

現 場 代 理 人	
-----------	--

2. 兼務予定の工事の状況

発 注 者			
発 注 部 局 名		監 督 職 員	
工 事 番 号		請 負 金 額	入札前の場合、不要
工 事 名			
施 工 箇 所			
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工 事 概 要			

他別紙 1 のとおり

3. 工事現場を離れる際の連絡体制

別紙のとおり（※連絡体制図等任意様式を添付すること。）

本協議の申し出にあたり、以下のことを確約します。

- 1) 工事現場を離れる際は、常時連絡が取れる体制を確保するとともに、工事現場の運営、取締り等に十分に配慮します。
- 2) 工事現場を離れた際に、発注者又は監督員から求められた場合には、速やかに工事現場に向かいます。
- 3) 他の工事との兼務が解消された場合は、速やかに報告します。

令和 年 月 日

様

雲南市長 石 飛 厚 志

現場代理人の兼務（等）について（回答）

令和 年 月 日付で申請のあった「〇〇工事（今回申請のあった工事名）」に係る（主任技術者の申請及び）現場代理人の兼務については、下記の条件を付したうえで認めます。

記

1. 工事現場を離れる際には、常時連絡が取れる体制を確保するとともに、安全管理及び工程管理等の工事現場の運営、取締り等に十分に配慮すること。
2. 工事現場を離れた際に、発注者又は監督員から求められた場合には、速やかに工事現場に向かうこと。
3. 他の工事との兼務が解消された場合は、速やかに報告すること。
4. 工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合、その他発注者が必要と認めるときには兼務を取り消す場合がある。

様式4

令和 年 月 日

様

雲南市長 石 飛 厚 志

現場代理人の兼務（等）について（回答）

令和 年 月 日付で申請のあった「〇〇工事（今回申請のあった工事名）」に係る（主任技術者の申請及び）現場代理人の兼務については、下記の理由により認めないものとします。

記

※1）不承認とした理由を具体的に記載すること。